

組合員・ご利用者の皆様へ

JA 滋賀蒲生町災害対策本部

新型コロナウイルス感染症に対する当JAの対応について

当JAでは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきまして、組合員・利用者をはじめ関係者の安全と健康を優先するために、滋賀県における緊急事態宣言の期間中の取組として以下の対応を実施しております。

組合員・利用者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・当JAが主催または関係する行事等につきましては、感染拡大防止のため延期または中止とさせていただきます。なお、延期または中止の内容につきましては、事前にご連絡させていただきます。
- ・組合員・利用者の皆様の安全および感染拡大を防止するため、職員がマスクを着用し対応させていただく場合があります。
- ・新型コロナウイルスの影響による資金繰りや既存貸付金の返済等でご相談がございましたらお問い合わせください。
- ・各職員においても、事務所等内に消毒液を設置し、手洗いうがいの徹底など、感染症対策を十分に実施しております。特に咳や発熱などの症状がある場合についても、積極的に休ませるなどの対応をしております。
- ・JA職員の訪問活動により、組合員・利用者への感染も懸念されることから、緊急事態宣言の期間は訪問活動を行わない対応をさせていただきます。

自粛するJA職員の訪問活動とは、おもに信用事業、共済事業、総合渉外(営農)の訪問活動で、電話や郵送での対応で代替え措置をとるとともに、今後、新型コロナウイルス対策は、長期にわたる対応が予測されるため、定期積金等の口座振替やネットバンキング・ATMのご利用等をお願いすることがございます。なお、今後の情勢によっては対応内容の強化、期間の延長も考慮いたしますので、ご理解をお願いいたします。

【訪問活動自粛の例外について】

自粛の期間中、訪問活動を行わないこととしますが、以下の場合等におきましては、例外として、必ず訪問先の許可を受けたうえで、JAの判断により訪問活動を行うこととします。

なお、訪問にあたっては、マスク着用・消毒等の必要な措置をとり訪問させていただきます。

- 組合員・利用者が生活していくうえで不可欠なサービスの提供
 - 葬祭事業、交通事故発生時(共済)、農業関連資金等の対応で、面談等の対面での対応が必須の場合
 - 対応しないことで、組合員・利用者等に甚大な不利益・被害を生じさせるサービスで、訪問以外に代替手段がない場合
 - 田植え等の農繁期でもあり、育苗センターの稼働、肥料・農薬の配送等は、JAや職員で防止対策を講じ事業を継続いたします。
- ・ ご不明な点につきましては、以下の連絡先にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

	電話	FAX
管 理 課	0748-55-1171	0748-55-2869
信 用 課	0748-55-2858	0748-55-8400
共 済 課	0748-55-1173	0748-55-8400
営農販売課	0748-55-1317	0748-55-8410
育苗センター	0748-55-2320	0748-55-8410
購 買 課	0748-55-1316	0748-55-8410
葬祭ホール	0748-55-5969	0748-55-5970